

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環WG 報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現にむけて」(概要)

平成16年10月

- 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループは、本年5月に設置され、6月から10月まで5回の審議を行った。本報告書(案)は国際資源循環ワーキング・グループのとりまとめとしての位置づけとなる。

1. 国際資源循環問題を巡る現状

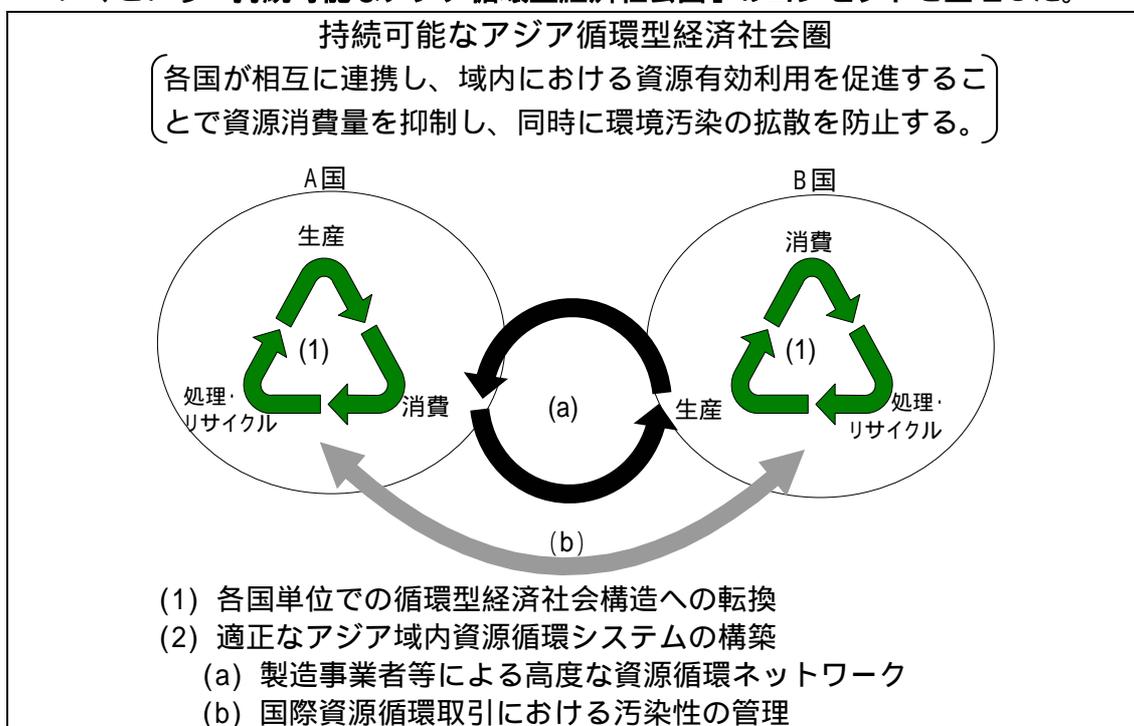
- 本章では国際資源循環問題の現状分析を行った。なお、詳細なデータ等については、添付の参考資料集を参照のこと。
- 第1節「循環資源の越境移動の現状」では、アジア各国における鉄スクラップや古紙等の循環資源輸入量の急増、本年5月の中国による我が国からの廃プラスチック輸入停止措置、国内での製造が終了したブラウン管テレビに用いられるガラスカレットの問題について言及している。
- 第2節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、経済成長に伴い廃棄物問題が深刻化しているアジア各国の循環型社会構築に向けた取組状況について説明している。
- 第3節「我が国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、我が国国内の政策動向とともに、我が国企業の新たな動きを紹介した。我が国企業の新たな動きとしては、「海外拠点に広がる環境配慮活動」「我が国廃棄物処理・リサイクル産業のアジア展開」「国際的なリユース・リサイクル網」「設計・製造段階からの環境配慮の推進」を指摘している。

2. 対応に向けた基本的な方向性と視点

- 本章では、国際資源循環問題についての、基本的な方向性や視点について整理を行い、長期的な構想として「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構築を目指すことを提言している。
- 第1節「国際資源循環問題に係る中心的課題」では、国際資源循環問題においては、廃棄物等に係る不適正処理を如何にして根絶するか、という課題(汚染性の問題)と、資源有効利用を如何にして促進するか、という課題(資源性の問題)の両立をいかに図っていくかが問題であり、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針でもって臨む必要がある、との指摘を行っている。
- 第2節「基本的な方向性と視点」では、各国内の取組を基本とした対応の重要性や汚染防止のための確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保の重要性について指摘するとともに、他にも基本的視点として、各国制度間の国際的整合性の確保、企業の取組の促進、複層的な視点での対応・役割の整理、静脈物流の経済

性・効率性向上、といった点についても指摘している。

- ・ 第3節「持続可能なアジア循環型経済社会圏」においては、各国単位の循環型経済社会の構築に向けて取り組みつつ、適正なアジア域内資源循環システムを構築していくという「持続可能なアジア循環型経済社会圏」のコンセプトを整理した。



3. 持続可能なアジア循環型経済社会圏構築のための課題

～具体的な考え方・各主体が果たすべき役割～

- ・ 本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって必要な課題を、各国単位での循環型経済社会構造への転換、適正なアジア域内資源循環システムの構築、という二つの観点から整理した。
- ・ 第1節「各国単位での循環型経済社会構造への転換」では、制度構築や廃棄物処理・リサイクル産業の育成を行っていく上で、我が国とアジア各国との情報交換を密にしていくこと等の重要性を指摘している。また、我が国の対応として、今後も国内における循環型経済社会形成の取組を一層強化していくとの原則の下、産業構造上海外の生産工程に戻した方が高度な有効利用ができる資源については、輸出を促進していくべき、といった点等について言及している。
- ・ 第2節「適正なアジア域内資源循環システムの構築に向けて」では、適正な資源循環システムの条件として、確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保等の点を指摘し、さらに、各国当局による水際の監視強化を行う一方で、製造事業者等による高度な資源循環ネットワークや、トレーサビリティの確保によって汚染性の管理がされた循環資源の取引、あるいは処理等によって汚染性が除去された循環資源の取引については、各国国内の循環システムに悪影響を与えない限りにおい

て、輸出入を促進していくべきとしている。

4. 我が国における今後の総合的な施策展開の方向性

- ・ 本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって、我が国として今後行っていくべき総合的な施策展開の方向性について整理を行った。
- ・ 第1節「政策対話の実施」では、アジア各国との政策対話（グリーンエイドプラン（GAP）政策対話を含む）を行い、トレーサビリティシステムについても両国間で検討し、検討や理解が進んだ段階で将来的には循環資源越境移動に関する二国間協定や地域レベルの協定も将来的に視野に入れて検討することとしている。
- ・ 第2節「情報の共有化」では、政策対話等を通じて各国ルール、廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を行うことや、域内資源循環の流れの実態把握のため統計の整備等を検討していくこととしている。
- ・ 第3節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた支援」では、技術協力として制度構築支援やソフト面のキャパシティビルディングを行うことや、人材育成・交流、環境教育として、人材育成事業や3Rイニシアチブ閣僚会合時の国際シンポジウムの開催、金融面での支援として国際協力銀行の投資金融等の積極的な活用を検討していくこととしている。
- ・ 第4節「アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策」では、トレーサビリティを確保した資源循環ネットワークの構築に関して、トレーサビリティ確保のための具体的手法等について検討を進めていくことや、リサイクルポート等の施策を進めることで静脈物流システムの構築を図っていくこと、欧州をはじめとする各国法制度の整合性や透明性の確保のため協調していくことを含め、OECDやG8等の国際機関等との連携を進めていくことを検討していくこととしている。

3 R イニシアティブ結果概要

平成 17 年 6 月
リサイクル推進課

本年 4 月 28 日(木)～30 日(土)にかけて、昨年の G8 サミットで合意された「3 R イニシアティブ()」に関連した 3 R イニシアティブ国際シンポジウム及び 3 R イニシアティブ閣僚会合が開催された。今回の 3 R イニシアティブの目的及びシンポジウム・閣僚会合の結果概要は以下の通り。

： 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) イニシアティブ

平成 16 年 6 月に米国で開かれた、G8・シーアイランドサミットにおいて小泉総理から提案され、合意された行動計画。 3 R の推進、リサイクル物品の国際移動に係る障壁の低減、先進国と途上国の協力推進、様々な関係者間の協力促進、3 R 技術開発の推進、を内容とする。3 R イニシアティブは、2005 年春に日本政府主催で開催される閣僚会合において、正式に立ち上げられることとされた。(別紙 1 参照)

1. 目的等

(1) 3 R イニシアティブの目的

廃棄物問題は、従来、各国域内単位での取り組みが主体となっており、具体的な国際的取り組みとしては、唯一、バーゼル条約に基づく廃棄物越境移動の抑制策が議論されていたに過ぎない。一方、国内的には、これまでの十数年における各種リサイクル法制の整備及びリサイクル産業の育成策等により、廃棄物問題を、単なる「廃棄物処理対策」から「循環型経済社会への転換に向けた対策」へと昇華させてきたが、近年の中国における循環資源の需要拡大に伴う国内市場への影響や欧州でのリサイクル規制の国際的な影響拡大等、国内的な対策のみでは本問題を解決し得ない状況に直面している状況。

このような状況の下、今回の「3 R イニシアティブ」は、我が国にて取り組んできたように、廃棄物問題を、従来のように負の側面から捉えるのではなく、循環資源の有効利用を通じ循環型経済社会への転換を図るという正の側面から、国際的に議論する初めての場としての意義を持つものである。

(2) 当省としての重要討議テーマ

昨年来より産業構造審議会において検討を進めてきた以下の 2 つのテーマに関し、今回の国際シンポジウム及び閣僚会合を通じて国際的な共通認識の醸成を図った。

国際資源循環問題への対応

産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環WGにおいて、汚染性を管理した上での資源有効利用を促進するという考え方に基づく適正な資源循環の確保及びアジア域内での循環型経済社会を目指すというコンセプトを整理した報告書を昨年 10 月に取りまとめたところ。今後の我が国とアジア各国間の適切な資源循環ネットワーク構築に向け、各国関係者の理解促進及び国際的な意識共有を図る。

製品に関する環境配慮設計・製造の推進

製品に係る環境配慮設計に関し、当省では、やみくもに EU 型の使用禁止措置を講ずるのではなく、製品に係る環境配慮情報の開示措置に基づく対応を主眼とするべく、本年 1 月から産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会製品 3 R システム高度化WGを立ち上げ、本年 4 月 12 日には基本的考え方をまとめた中間取りまとめ案を策定したところ。環境配慮設計ルールが国際的にも各国で検討が進められている中、我が国が率先して国際統合化に向けた意識共有を図る。

(3)国際シンポジウムと閣僚会合の関係について

今回の3 Rイニシアティブにおいては、産業界（各国主要企業）、NPO、大学関係者、政府関係者（米、中、EU等主要各国）が参加する3 Rイニシアティブ国際シンポジウムを経済産業省が企画し、廃棄物問題を担当する各国環境大臣が参加する3 Rイニシアティブ閣僚会合を環境省が主催することとなった（3 Rイニシアティブ国際シンポジウムには、当省から保坂副大臣が冒頭挨拶のため出席）。

なお、同シンポジウムは3 Rイニシアティブ閣僚会合の公式サイドイベントとして位置付けられており、翌日の閣僚会合にて、シンポジウムの成果が3 Rイニシアティブに対する貢献として参加閣僚に報告が行われた。その際、物品の国際移動を今後促進していく上での具体的な方策等について、閣僚との間で意見交換が行われた（報告者：永田早稲田大学教授（産業構造審議会廃棄物リサイクル小委員会委員長、NPO法人循環型社会形成推進機構顧問）（報告内容は別紙6参照）。

2. シンポジウム及び閣僚会合について

(1) 3 Rイニシアティブ国際シンポジウム（経済産業省企画）

日時等

2005年4月28日（木） 9：30～18：00 （於 国連大学（青山））

国際シンポジウムのアジェンダ

- 各国内における循環型社会構築と国際的な資源循環システムの構築
- 3 Rシステムビジネス化に向けた挑戦
- エコデザイン
- 国際静脈物流の構築

主催者等

主催者 : NPO法人循環型経済社会推進機構、国連大学

協力 : NPO法人エコデザイン推進会議、早稲田大学、国土交通省、環境省

参加機関等

政府関係者等：米国商務省、EU委員会環境総局、中国国家環境保護総局、タイ工業省、バーゼル条約事務局

企業関係者等：米ヒューレット・パッカー社、米キャタピラー社、中国モトローラ社、富士ゼロックス、太平洋セメント、日産自動車、トヨタ自動車、リコー、日本通運、丸紅、ナチュラル・ステップ・インターナショナル

大学関係者 : 国連大学、早稲田大学、東京大学、東京農工大学、慶應義塾大学

(2) 3 Rイニシアティブ閣僚会合（環境省主催）

日時等

2005年4月28日（木）（夕刻のレセプション）～30日（土）

（於 東京プリンスホテル（芝公園））

閣僚会合のアジェンダ

- 3 Rの推進
- 国際流通に対する障壁の低減
- 様々な関係者間の協力
- 科学技術
- 途上国との協力

参加国 20ヶ国（EU含む） 4機関

日本、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシア、EU、ブラジル、中国、インド、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、シンガポール、

ベトナム、韓国、メキシコ、南アフリカ、OECD、UNEP（国連環境計画）、バーゼル条約事務局、アラブ連盟（各国からの出席者については、別紙2参照）

3.3 Rイニシアティブの評価

今回の3 Rイニシアティブにおいては、当省としては、国際資源循環問題への対応、製品に関する環境配慮設計・製造の推進の2分野が議題として取り上げられることを主として目指したが、いずれも下記にあるとおり、当初の狙いは達成された。

また、今回の3 Rイニシアティブに併せ、小泉総理が発表した「3 Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画（通称：ゴミゼロ国際化行動計画）」においても、同趣旨の内容が盛り込まれている（別紙3参照）。

なお、今回の3 Rイニシアティブでは、従来、廃棄物規制当局としての性格が強かった各国環境省が主体となった閣僚会合において、廃棄物問題に関し規制一辺倒ではない考え方が概ね合意され、議長サマリーとして文書化されたことが非常に大きな意味を持つと言える（別紙4参照）。

(1)国際資源循環問題関係

国際資源循環問題については、産業構造審議会国際資源循環WGで昨年秋にとりまとめた結論を踏まえて、3 Rイニシアティブ閣僚会合のアジェンダ設定がなされ（環境省が準備したイシューペーパーにも当省の問題意識を反映）、3 Rイニシアティブ国際シンポジウムにおいても、産構審の議論を踏まえた討議を行い、これを閣僚会合に報告することによって、閣僚会合の議論においても、当省の問題意識を反映することができた。

この結果、議長サマリーにおいては、「国際資源循環においては、資源の有効利用と汚染の防止という二つの原則がある」「各国は国内において、廃棄物の発生量を最小化することに務めるべきである」といった、産構審の議論の内容を踏まえた記述がなされるとともに、さらに踏み込んだ記述として、「製品や原料についての市場は、これが廃棄物にならないように開放される必要があり、これは3 Rイニシアティブによって推進しうる」との国際資源循環推進に向けたより積極的な記述が盛り込まれた（10パラグラフ）。

従来、有害廃棄物の越境移動問題は、バーゼル条約締約国会議等の場において、途上国主導、環境影響主導の形で議論が行われてきたが、今回の会合においては、「3 R」という文脈の下で、環境影響のみならず、資源性も踏まえたより高度なシステムを関係国間で構築していくことの重要性について、各国の合意形成が進んだものと評価できる。

(2)製品に関する環境配慮設計・製造問題関係

製品に関する環境配慮設計・製造の推進に関しては、3 Rイニシアティブ国際シンポジウムにおいても、産構審製品3 Rシステム高度化WGの議論の紹介がなされ、永田教授による3 Rイニシアティブ閣僚会合への3 Rイニシアティブ国際シンポジウムの結果報告の場でも、エコデザインに関する情報の関係者間での共有の重要性が指摘され、これを受けて議長サマリーにおいても、「エコデザインに関する情報共有がリサイクルの効率性を高める可能性がある」との文言が書き込まれた。

また、全般的な会議の基調として、拡大生産者責任論等によって、生産者のみの責任を強調するトーンではなく、製品3 Rシステム高度化WGでも議論されているように、消費者を含む関係者間の協力構築に向けて如何に体制を構築するか、といった点に焦点が当たったことも重要であったと考えられる。

(3)今後の展開

今回の3Rイニシアティブでの成果については、本年7月に英国パースシャーで開催されるG8サミットにおいて報告される予定。

また、議長サマリーにて取りまとめられた内容に関する今後の具体的な対応については、来年春までに開催される高級事務レベル会合にてフォローアップされる予定。

持続可能な開発のための科学技術：「3R」行動計画及び実施の進捗 (仮訳、抜粋)

我々は、エビアンで採択された「持続可能な開発のための科学技術G8行動計画」を引き続き実施しつつ、資源及び物資のより効率的な使用を奨励するために、発生抑制、再使用、再生利用(「3R」)イニシアティブの開始を約束する。このイニシアティブは、この1年のうちに日本で開催される閣僚会合において正式に開始される。

発生抑制、再使用、再生利用イニシアティブ

我々は、発生抑制、再使用、再生利用(「3R」)イニシアティブを、日本政府が2005年春に主催する閣僚会合において開始する。OECD等の関係国際機関と協力し、我々はこのイニシアティブを通じて以下のことをめざす。

- ・ 経済的に実行可能な限り、廃棄物の発生を抑制し(Reduce)、資源及び製品を再使用(Reuse)、再生利用する(Recycle)。
- ・ 既存の環境及び貿易上の義務及び枠組みと整合性のとれた形で、再生利用、再生産のための物品及び原料、再生利用・再生産された製品、並びによりクリーンで効率的な技術の国際的な流通に対する障壁を低減する。
- ・ 自発的な活動及び市場における活動を含め、様々な関係者(中央政府、地方政府、民間部門、非政府機関(NGOs)及び地域社会)の間の協力を奨励する。
- ・ 3Rに適した科学技術を推進する。
- ・ 能力構築、啓発、人材育成、及び再生利用事業の実施等の分野で途上国と協力する。

3 R 閣僚会合参加閣僚等

【議長】

日本 小池百合子環境大臣

【国】

ブラジル ビクトール・スヴェイビル環境省次官
カナダ ノーリン・スミス環境省次官
中国 張力軍環境保護総局副局長（副大臣）
フランス セルジュ・ルペルティエ エコロジー・持続可能な開発大臣
ドイツ ユルゲン・トリティン連邦環境・自然保護・原子力安全大臣
インドネシア マスネルヤルティ・ヒルマン副大臣
イタリア コラド・クリニ環境・国土保全省局長
日本 高野博師環境副大臣
マレーシア ミアー・サズミ天然資源環境省政務官
メキシコ ミゲル・ルイス＝カバーニャス・イスキエルド メキシコ駐日大使
フィリピン ラモン・ヘスス・パルミアノ・パヘ環境・天然資源省次官
韓国 朴仙淑（パク・ソンスク）環境副大臣
ロシア セルゲイ・ニコラエビッチ・マズレンコ連邦科学・技術革新庁長官
シンガポール ヤーコブ・イブラヒム環境・水資源大臣
南アフリカ共和国 リジョイス・マブダファシ環境・観光副大臣
タイ ヨンユット・ティヤパイラット天然資源・環境大臣
イギリス グレアム・ホルブルック・フライ英国駐日大使
アメリカ ジェームス・L・コノートン大統領府環境評議会議長
ベトナム マイ・アイ・チュック天然資源・環境大臣
EC ティモ・マケラ環境総局持続可能開発・統合局長

【国際機関】

UNEP クラウス・テプファー事務局長
OECD 赤阪清隆事務次長
バーゼル条約事務局 桑原幸子事務局長
アラブ連盟 ファトマ・エルマラーハ持続可能開発局長

3 Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画 (通称：ゴミゼロ国際化行動計画)

平成17年4月28日

1. 3 Rイニシアティブ

人口の増大や経済社会活動の拡大に伴い、世界的に資源需要が急増し、また廃棄物の排出量も増加し、その種類も多様化しつつある。さらに、国際社会のグローバル化に伴い、循環資源を含む物品、製品や技術などの国際流通も活発化しており、環境や経済面での相互依存性が世界的に高まっている。このため、世界が協調して相互の便益を高めながら、環境と経済の両立した循環型社会づくりを進めることが、人類共通の課題となっている。

こうした状況の中、2004年に開催されたG8シーアイランドサミットにおいて、小泉総理が3 Rイニシアティブを提唱し、G8各国のリーダーの合意を得た。3 Rイニシアティブは2005年4月に東京で開催される3 Rイニシアティブ閣僚会合において正式に開始される。

2. 我が国の循環型社会構築に向けた取組

我が国は、かつての激甚な産業公害やごみ問題をめぐる住民と行政の深刻な対立などの経験を踏まえ、現在は環境と経済が両立する循環型社会の構築を目指している。そのために、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画を策定し、2010年を目標とした定量的な数値目標を設定した上で、様々な利害関係者の協力の下、数多くの具体的な取組を計画的に進めている。

3. 循環型社会づくりを国際的に推進するための日本の行動計画

我が国は、国内においては循環型社会の構築を目指した取組の一層の強化を図るとともに、自らが有する経験や技術などの世界への発信、開発途上国の能力向上のための支援や、国境を越えた地域レベル・地球レベルでの国際協調を通じて、3 Rを通じた循環型社会の構築のための国際的な取組の推進に主導的な役割を果たしていくべき立場にある。このため小泉総理の指示の下、本行動計画を策定する。

(1) ゴミゼロ社会を国内で実現し、その経験を世界へ発信

- ・ ゴミゼロ社会の実現を目指し、廃棄物処理・リサイクルの仕組みをさらに循環型社会に適合したものに变革するとともに、3 R推進のための技術開発等を推進する。
- ・ 国と地方公共団体が連携・協働して、循環型社会形成推進のための地域計画づくりを推進し、3 R推進のための目標を掲げ、必要な施策をパッケージとして進める取組を開始
- ・ エコタウン事業の推進
- ・ 個別リサイクル法の評価・検討を通じた3 Rの推進
- ・ 製品の設計・製造段階から3 Rを配慮した「環境配慮製品」への取組の強化、「環境配慮製品」の市場拡大促進
- ・ 有料化等を通じた家庭ごみの減量化の推進
- ・ 廃棄物の不法投棄・不法輸出対策の強化
- ・ 3 Rに関する研究・技術開発の推進(例：廃棄物処理等科学研究費補助金に3 Rイ

- ニシアティブ特別研究枠を新設)
- ・ 産業界における 3 R の推進

さらに、これまでの我が国の循環型社会形成に向けた経験を踏まえ、その知見を世界に発信する。

(2) 開発途上国のゴミゼロ化を支援

- ・ 開発途上国におけるゴミゼロ化のための取組に対する支援として、人材育成、技術協力などの取組に対する支援を実施する。
- ・ 国際機関アジア生産性機構 (APO) と連携し、アジア・太平洋地域におけるサプライ・チェーンのグリーン化等のグリーン・プロダクティビティー活動を推進(2004年のマレーシアに引き続き、2005 年秋にタイで「エコ・プロダクツ展」を開催予定)
- ・ 人材育成を通じた循環型社会構築のための拠点づくりや 3 R 分野の協力を推進
- ・ 草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本 NGO 支援無償資金協力によるリサイクル物資の開発途上国への輸送支援を推進
- ・ グリーン・エイド・プラン (GAP) を通じた専門家派遣、研修事業の実施
- ・ 国内外の民間団体が行う 3 R を含む環境保全活動に対し、地球環境基金等による支援を実施
- ・ 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)、我が国外務省、環境省、北九州市などの関係機関の協力により推進している「クリーンな開発のための北九州イニシアティブ」により、事例収集やパイロット事業等を実施

(3) ゴミゼロ社会を世界に広げるための国際協調を推進

[1] 様々な国々・機関と連携してゴミゼロ化政策を展開

- ・ 3 R イニシアティブのフォローアップとして、高級事務レベル会合を 2005 年度に開催
- ・ G8 を中心とした関係諸国、国連環境計画 (UNEP) や経済協力開発機構 (OECD) 等の国際機関との連携を強化し、3 R の取組をさらに促進
- ・ 国際的な物質フロー会計 (MFA) の普及及び研究の推進
- ・ アジア太平洋環境会議 (エコアジア) や日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) などの閣僚レベル会合において、循環型社会の構築のための地域レベルの取組を推進
- ・ 「東アジア循環型社会ビジョン」を 2012 年までに策定するとともに、東アジア各国における「循環型社会形成のためのビジョン/計画」の策定等を支援
- ・ 我が国環境省のイニシアティブの下に平成 16 年 12 月に発足した「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」等を通じた実務者レベルの連携強化により、東アジアにおける適正な資源循環を確保
- ・ 各国が相互に連携し、域内における資源有効利用と環境汚染防止の両立を図るため、二国間政策対話の推進や、二国間での適正な資源循環ネットワーク構築のための共同研究等を推進

[2] アジアにおけるゴミゼロ化のための知識基盤・技術基盤を強化

- ・ ごみ処理やリサイクルに関する意識の向上、技術の提供や制度構築の支援を通じたキャパシティビルディング
- ・ 「東アジア 3 R 研究ネットワーク (仮称)」を構築し、国際的な情報交換・研究等の促進により、循環型社会推進のための知識基盤・技術基盤を構築

- ・ 循環型社会を目指した政策形成に関する我が国の経験や知見、技術を研修等を通じて、各国の政府機関との間で共有

[3]情報発信・ネットワーク化を通じてゴミゼロ化のための行動を促進

- ・ グリーン購入仙台宣言(平成16年10月)で提唱された「国際グリーン購入ネットワーク(I G P N)」と連携し、環境に配慮した商品やサービスの購入を世界的に推進
- ・ 3R優良事例を収集した「3R優良事例ショーケース(仮称)」を、国際機関を活用して構築
- ・ 自治体のノウハウを活用した、循環型社会推進のための都市間ネットワークの構築を支援
- ・ T E M Mで合意された「循環型社会構築のためのシンポジウム/セミナー(仮称)」を2005年秋に北京で開催し、中央政府、自治体、企業やN G O等の相互理解と行動を促進

注：_____は当省追加又は主要関連部分

3 R イニシアティブ閣僚会合議長サマリー概要

はじめに

2004年6月のG8シーアイランドサミットで合意された3 R イニシアティブを公式に開始することを目的に、3 R イニシアティブ閣僚会合が2005年4月28日から30日にかけて東京で開催された。この会合には、20か国及び4国際機関(UNEP、OECD、バーゼル条約事務局、アラブ連盟)の代表が参加し、国際的に3 R の取組を推進するため、議論を行った。

課題 I: 3 R の推進

21世紀において持続可能な生産消費パターンが確立された社会を実現するためには、「もったいない」精神を世界に広める3 R の推進が鍵である。持続可能でない生産消費パターンを変革するための10年計画の一環として、3 R 推進ビジョンや戦略を幅広い利害関係者の参加を得て策定し、パートナーシップを構築しつつ、様々な取組を進めることを世界の国々に推奨する。

また、行政による計画的なアプローチ、関係者間のパートナーシップの構築、環境負荷の少ない製品の市場拡大、意識の向上、技術開発、インフラの整備が重要であることを確認する。

(各国機関の各々の3 R の取組については、添付資料としてとりまとめ)

課題 II: 国際流通に対する障壁の低減

リサイクルや再生産される物品等、又はこうした製品の国際移動は、適切なメカニズムがあれば、資源の有効利用と環境汚染防止の両方に貢献する。リサイクルや再生産される物品等、又はこうした製品の国際移動については、高い税率や非関税障壁があることが指摘された。再生産された製品の国際移動が世界中で進行していることを踏まえ、こうした製品に対する障壁を減らすことが、新品と再生産品の越境移動についての公平な競争条件の確保に役立つ。

WTOドーハ・マンデートにおける環境関連製品とサービスのリスト作成は、環境と貿易の双方にとってウィン・ウィン(WIN - WIN)の機会を提供することが指摘された。

再生資源と廃棄物を区別する判断基準とその能力の必要性、また、地域的なアプローチや協力の必要性、さらに途上国における能力向上と適当な施設の必要性が指摘された。

多くの国にとって、廃棄物は発生した国において最少化することが最優先である。廃棄物の越境移動は、受入国において適切に利用され、適正に処分される場合に限り実施できる、との見解があった。再生資源や廃棄物の越境移動と、その適正処理の監視に関する国際協力を強化する必要性が指摘された。また、二国間や地域間における情報交換や優良事例の共有も重要である。

課題 III: 先進国と開発途上国との協力

増大する廃棄物の処理は地球的課題であることが強調された。先進国と途上国は、経験の共有、共同研究、キャパシティビルディングの実施から始まる。優良事例の蓄積と普及が期待される。キャパシティビルディングは、それぞれの国が、法的枠組、国家戦略、優良事例の活用等の具体的なテーマを優先分野として行うことが望ましい。

ミレニアム開発目標は、3 R 活動を推進する基礎となるべきである。本3 R 会合の成果は、2005年7月の英国グレンイーグルスG8サミットの準備や、持続可能な消費生産に関する国連マラケシュプロセスに報告されるべきである。

地域的な協力が重要である。南南協力は特に効果的である。経済的手法や他のインセンティブをもっと重視すべきである。3 R イニシアティブをフォローアップする高級事務レベル会合を2006年の春までに開催するという日本の提案が歓迎され、支持された。

課題 IV: 関係者間の協力

3Rと廃棄物の適正処理を推進するためには、中央政府、地方政府、民間部門、非政府機関、研究機関、地域社会等の利害関係者が、各国・地域・地球レベルでパートナーシップを構築することが最も重要であり、そのためには情報の共有化、意識の向上及び環境教育が必要であることについて、認識を共有する。

中央政府の役割として3R施策の推進、基盤整備、率先実行、地方政府の役割として3R法令の遵守、主体間の調整、地方に即した取組の推進を、民間部門の役割として拡大生産者責任(EPR)を踏まえた3R活動の実施、技術開発、情報公開の促進、地域社会の役割としてライフスタイルの見直し等を含む3R活動への参加協力、政府の意思決定への参画、NGOの役割として3R活動の実施、普及啓発、民間・政府の取組の監視等があることについて同意する。

各関係主体間の協力によって3Rを促進するためには、特に、製品や廃棄物に関する情報、汚染可能性のある製品の国際流通に関する情報、3Rに関する優良事例などを、関係主体間で共有することが必要であることを認識する。

課題 V: 3Rに適した科学技術の推進

持続可能な生産・消費パターンを実現する上で、科学技術の役割は極めて重要であり、3Rに関する科学技術は、環境保全だけでなく、社会の潜在的需要を引き出す新しい価値創造や産業界の効率化を促進することを認識する。

研究及び技術革新が必要な分野として、再生産、廃棄物の最少化、リサイクル、リカバリーなどのクリーン技術、資源効率性を向上させ環境負荷を低減化するためのエコデザインなどがあり、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーのような新技術の可能性についても追求していくことが必要であることを認識する。

製品・サービスの環境影響を把握するためのライフサイクルアナリシス(LCA)や物質フローの分析は、製品の品質改善や3Rの促進に関する評価活動に資するものであり、OECDなどの関連する機関との国際研究協力が求められていることを認識する。

技術開発や環境リスクに関して、政府、民間部門、地域社会、研究機関の間で情報の共有化とコミュニケーションを図ることが必要であり、3R地域研究ネットワークの構築等が必要である。特に、世界に3Rを普及していくためには、技術移転の促進が必要であり、3Rに関する人材育成が強く求められることを認識する。